



告 通

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第1項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正 (DPC/PDPS)

令和5年12月19日
告示第334号、保医発1219第2号

【解説】厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第1項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部が改正され、告示と関連通知が発出されました。12月20日からの適用です。

別に定める者の一部改正(告示第334号)

[p.448 右段/p.451 左段最下部の次に挿入 (2023年12月号 p.71 の訂正に追加)]

117	レカナマブ(遺伝子組換え) 〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承	1761 及び 1762
-----	---	-----------------

	認されたものに限る)に係るものに限る]	
118	セフィデロコルトシル酸塩硫酸塩水和物〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年11月30日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る)に係るものに限る]	全ての番号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第1項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が

保医発1219第2号

[p.450/p.454 別表の最下部に挿入 (2023年12月号 p.72 の訂正に追加)]

告示番号	薬剤名	銘柄(参考)	適応症	ICD-10(参考)
117	レカナマブ(遺伝子組換え)	レケンピ点滴静注 200mg レケンピ点滴静注 500mg	アルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制	F00\$, G30\$
118	セフィデロコルトシル酸塩硫酸塩水和物	フェトロージャ点滴静注用 1g	〈適応菌種〉セフィデロコルトに感性の大腸菌, シトロバクター属, 肺炎桿菌, クレブシエラ属, エンテロバクター属, セラチア・マルセスセンス, プロテウス属, モルガネラ・モルガニー, 緑膿菌, パークホルテリア属, ステノトロホモナス・マルトフィリア, アシネトバクター属 ただし, カルバペネム系抗菌薬に耐性を示す菌株に限る。 〈適応症〉各種感染症	(特定できない)